

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 14 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

伊勢市規則第32号

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「金銭消費貸借契約書」の次に「、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書」を、「登記原因証明情報」の次に「(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。)」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項第 2 号から同項第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 号中「登記情報提供システムから」を「インターネット登記情報提供サービスにより」に改め、「当該照会番号等」の次に「が記載された書類等を提出することにより登記事項証明書の提出」を、「登記済証」の次に「(旧不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 60 条の規定により交付された書面をいう。以下同じ。)(認定長期優良住宅について、長期優良住宅普及促進法第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合においては、登記事項証明書)」を加え、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 10 条第 2 号（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）に規定する認定長期優良住宅（以下単に「認定長期優良住宅」という。）である場合においては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第 1 号様式による申請書の副本及び第 2 号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 7 条の規定による変更の認定を受けた場合には、長期

優良住宅普及促進法施行規則第5号様式による申請書の副本及び第4号様式による認定通知書。第3項第1号において同じ。）

第2条第3項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「金銭消費貸借契約書」の次に「、当該貸付け等に係る債務の保証契約書」を、「登記原因証明情報」の次に「(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号中「耐火性能の基準」の次に「(昭和56年3月31日建設省告示第816号)」を加え、同号を同項第7号とし、同項第2号から同項第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「登記原因証明情報」の次に「(所有権の登記のない家屋を除く。)(認定長期優良住宅について長期優良住宅普及促進法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合においては、登記事項証明書)」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅普及促進法施行規則第1号様式による申請書の副本及び第2号様式による認定通知書

第2条第4項第6号中「金銭消費貸借契約書」の次に「、当該貸付け等に係る債務の保証契約書」を、「登記原因証明情報」の次に「(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。)」を加える。

様式第1号中 「(ア)第41条 { (a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの } を
」

「 (ア) 第 41 条
 { 特定認定長期優良住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの } に改め、同表
 」

申請書記載要領 2 の項中「(b)」を「(b) 又は (d)」に改め、同表申請書記載要領 4 の項中「移転登記の場合に限り」を「上記 (ア) (b) 若しくは (d) 又は (イ) を○で囲んだ場合に限り」に改め、同表申請書記載要領 7 の項中「登記簿」を「登記記録」に改め、同表申請書記載要領 8 の項を削る。

様式第 3 号中 (ア) 第 41 条 { (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの } を
 」

「 (ア) 第 41 条
 { 特定認定長期優良住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの } に改める。
 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長


伊勢市規則第 33 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部  の款に次のように加える。

古印体	だ円	外国人登録証明	戸籍住民課長	1
	縦 6	書記載事項及び	各支所長	9
	横 4	住民基本台帳カード記載事項の 認印	各総合支所生 活環境課長	3

別表市長印（市長の氏）の部  の款を削る。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

伊勢市規則第 34 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則(平成 18 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

「
様式第 15 号 (五) 中

サービス利用計画作成費の支給内容

 を
」

「

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス利用計画作成費の支給内容	

に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長

伊勢市規則第 35 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の次に、次の 1 条を加える。

第 22 条の 2 省令第 83 条の 4 の 4 第 1 項又は省令第 97 条の 2 第 1 項の規定による申請書は、様式第 23 号の 2 によるものとする。

2 省令第 83 条の 4 の 4 第 2 項の規定による証明書は、様式第 23 号の 3 によるものとする。

様式第 23 号の次に、次の 2 様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市公共測量作業規程を次のように定める。

平成 21 年 11 月 13 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

伊勢市訓令第9号

伊勢市公共測量作業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、測量法(昭和24年法律第188号、以下「法」という。)

第33条第1項の規定に基づき、本市が行う公共測量の作業方法等について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 この規定は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の次に「伊勢市が行う」を加える。第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第2号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、法第33条第1項の規定による国土交通大臣の承認を受けた日から施行する。

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
光の街自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の
規定により告示します。

平成 21 年 11 月 5 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

1 区域

変更前 伊勢市二見町光の街 1001 番地 1 から 1042 番地までの区域

変更後 伊勢市二見町光の街区全域

2 規約に定める解散の事由

変更前 地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法(明
治 29 年法律第 89 号)第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに
第 2 項の規定による場合

変更後 地方自治法第 260 条の 20 の規定による場合

伊勢市長選挙告示第1号

平成21年11月15日執行の伊勢市長選挙における候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成21年11月8日

伊勢市長選挙

選挙長 杉木 仁

届出 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性別	本 籍	住 居	所 属	生年月日	党 派	職 業
1	平成21年11月8日	本人 届出	すずき 鈴木 健一 けんいち	男	三重県四日市市西坂部町3746番地	三重県伊勢市藤里町480番地3		昭和50・12・3	無所属	伊勢市議会議員
2	平成21年11月8日	本人 届出	もりした 森下 たかお	男	三重県伊勢市村松町3861番地	三重県伊勢市村松町3766番地2		昭和25・7・11	無所属	無職
3	平成21年11月8日	本人 届出	やまむら 山村 たけし	男	三重県伊勢市楠部町143番地43	三重県伊勢市楠部町143番地43		昭和32・6・14	無所属	株式会社777アパレル 執行役員

伊勢市議会議員選挙告示第1号

平成21年11月15日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成21年11月8日

伊勢市議会議員選挙

選挙長 杉木 仁

届出 受理 番号	届出日	届出の別	候補者氏名	性別	本籍	住居	住所	生年月日	党派	職業
1	平成21年11月8日	本人届出	しゆく 宿 のりやす	男	三重県伊勢市通町123番地3	三重県伊勢市尾上町9番30号	三重県伊勢市尾上町9番30号	昭和30・11・21	無所属	行政書士
2	平成21年11月8日	本人届出	はたなか 畑中 たかまさ	男	三重県伊勢市二見町松下1982番地1	三重県伊勢市二見町松下1736番地1	三重県伊勢市二見町松下1736番地1	昭和27・10・13	無所属	飲食店経営
3	平成21年11月8日	本人届出	おかだ 岡田 よしゆき	男	三重県伊勢市二見町溝口464番地	三重県伊勢市二見町溝口455番地1	三重県伊勢市二見町溝口455番地1	昭和47・9・5	無所属	(有)メーラー 専務取締役
4	平成21年11月8日	本人届出	おさだ おさだ 朗	男	三重県伊勢市宇治中之切町95番地4	三重県伊勢市宇治今在家町641番地3	三重県伊勢市宇治今在家町641番地3	昭和29・5・16	無所属	伊勢市議会議員
5	平成21年11月8日	本人届出	よいい 吉井 うた子	女	三重県伊勢市辻久留一丁目187番地27	三重県伊勢市小俣町明野347番地7	三重県伊勢市小俣町明野347番地7	昭和37・6・30	公明党	無職
6	平成21年11月8日	本人届出	くろぎ 黒木 きよはる	男	三重県伊勢市大倉町1553番地9	三重県伊勢市大倉町1553番地9	三重県伊勢市大倉町1553番地9	昭和29・4・13	日本共産党	政党役員
7	平成21年11月8日	本人届出	なかかわ 中川 ゆきひさ	男	三重県伊勢市中須町1009番地	三重県伊勢市御園町高向742番地	三重県伊勢市御園町高向742番地	昭和23・11・24	無所属	横浜ゴム株式会社 社員
8	平成21年11月8日	本人届出	よしおか 吉岡 かつひろ	男	三重県伊勢市小俣町元町643番地	三重県伊勢市小俣町元町643番地	三重県伊勢市小俣町元町643番地	昭和45・1・18	無所属	無職
9	平成21年11月8日	本人届出	うえだ 上田 修一	男	三重県伊勢市辻久留三丁目377番地2	三重県伊勢市辻久留三丁目1番30号	三重県伊勢市辻久留三丁目1番30号	昭和24・2・7	無所属	伊勢市議会議員
10	平成21年11月8日	本人届出	はまぐち 浜口 和久	男	三重県伊勢市村松町3985番地	三重県伊勢市村松町3985番地	三重県伊勢市村松町3985番地	昭和35・1・22	無所属	無職
11	平成21年11月8日	本人届出	すまむら 杉村 定男	男	三重県伊勢市大湊町1118番地142	三重県伊勢市大湊町1118番地142	三重県伊勢市大湊町1118番地142	昭和15・4・28	無所属	無職
12	平成21年11月8日	本人届出	はまじょう 浜条 きよこ	女	三重県伊勢市二見町今一色114番地2	三重県伊勢市二見町西1003番地17	三重県伊勢市二見町西1003番地17	昭和27・10・1	無所属	無職
13	平成21年11月8日	本人届出	たかし 隆司	男	三重県伊勢市中島一丁目7番	三重県伊勢市宮川二丁目4番53号	三重県伊勢市宮川二丁目4番53号	昭和29・7・6	無所属	会社員
14	平成21年11月8日	本人届出	こやま 小山 敏	男	三重県志摩市志摩町片田2984番地1	三重県伊勢市大古四丁目4番34号	三重県伊勢市大古四丁目4番34号	昭和23・7・17	無所属	建築設計監理
15	平成21年11月8日	本人届出	やまもと 山本 正一	男	三重県伊勢市宮後一丁目252番地	三重県伊勢市神久五丁目5番45号	三重県伊勢市神久五丁目5番45号	昭和19・12・26	自由民主党	有限会社つた運輸 代表取締役
16	平成21年11月8日	本人届出	きののり 佐之井 久紀	男	三重県伊勢市村松町3933番地	三重県伊勢市村松町3933番地	三重県伊勢市村松町3933番地	昭和15・4・17	無所属	行政書士

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
17	平成21年11月8日	本人 届出	にしやま 西山 則夫 のりお のりお	男	三重県伊勢市常磐一丁目792番地	三重県伊勢市常磐一丁目23番6号	昭和24・6・29	無所属	伊勢市議会議員
18	平成21年11月8日	本人 届出	のぞき 野崎 りゆうた のぞき	男	三重県伊勢市小俣町元町1084番地	三重県伊勢市小俣町元町1084番地	昭和58・5・19	無所属	自営業
19	平成21年11月8日	本人 届出	ふじわら 藤原 きよふみ ふじわら	男	三重県伊勢市宮後三丁目776番地2	三重県伊勢市宮後三丁目2番23号	昭和31・7・3	無所属	株式会社藤原商店 代表取締役
20	平成21年11月8日	本人 届出	つじ 辻 たかき つじ	男	三重県伊勢市一之木五丁目1008番地8	三重県伊勢市一之木五丁目14番51号	昭和36・4・20	公明党	会社役員
21	平成21年11月8日	本人 届出	しながわ 品川 ゆきひさ しながわ	男	三重県伊勢市一之木三丁目456番地1	三重県伊勢市一之木三丁目15番4号	昭和34・8・21	無所属	無職
22	平成21年11月8日	本人 届出	むかい 向井 よしかず むかい	男	三重県伊勢市宮町一丁目13番	三重県伊勢市宮町一丁目13番15号	昭和24・3・24	日本共産党	無職
23	平成21年11月8日	本人 届出	ひら 広 こうたろう ひら	男	三重県伊勢市二俣一丁目50番地	三重県伊勢市上野町131番地	昭和37・10・15	無所属	有限会社KTアド役員
24	平成21年11月8日	本人 届出	くむら くむら いちろう くむら	男	三重県伊勢市二見町今一色77番地2	三重県伊勢市二見町今一色77番地2	昭和21・8・20	無所属	無職
25	平成21年11月8日	本人 届出	まさし たちばな 正志 まさし	男	三重県伊勢市菅称一丁目710番地	三重県伊勢市菅称一丁目9番15号	昭和26・8・29	無所属	靴小売業
26	平成21年11月8日	本人 届出	なかやま 中山 ひろし なかやま	男	三重県伊勢市小俣町明野388番地26	三重県伊勢市小俣町明野388番地26	昭和15・11・25	無所属	行政書士
27	平成21年11月8日	本人 届出	せご せご あきら せご	男	三重県伊勢市津村町841番地	三重県伊勢市津村町856番地	昭和35・4・16	無所属	美和ロック株式会社
28	平成21年11月8日	本人 届出	のぐち 野口 よしこ のぐち	女	三重県伊勢市上地町2541番地	三重県伊勢市上地町2541番地	昭和15・12・25	無所属	農業
29	平成21年11月8日	本人 届出	ながおか 長岡 敏彦 ながおか	男	三重県伊勢市矢持町床木235番地1	三重県伊勢市船江一丁目8番49号	昭和22・11・14	無所属	行政書士
30	平成21年11月8日	本人 届出	いのうえ 井上 ただし いのうえ	男	三重県伊勢市小俣町明野284番地7	三重県伊勢市小俣町明野284番地7	昭和21・7・18	無所属	無職
31	平成21年11月8日	本人 届出	ふくい 福井 てるお ふくい	男	三重県伊勢市二見町西1130番地7	三重県伊勢市二見町西1130番地7	昭和24・6・7	無所属	建築設備設計
32	平成21年11月8日	本人 届出	むらぐち 世古口 しんご むらぐち	男	三重県伊勢市御園町王中島585番地	三重県伊勢市御園町王中島585番地	昭和17・1・8	無所属	農業
33	平成21年11月8日	本人 届出	なかむら 中村 とよじ なかむら	男	三重県伊勢市東豊浜町4548番地	三重県伊勢市東豊浜町4548番地	昭和18・9・13	無所属	伊勢市議会議員

伊勢市議会議員選挙長告示第2号

平成21年11月15日執行の伊勢市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示します。

平成21年11月8日

伊勢市議会議員選挙

選挙長 杉木 仁

記

- 1 日 時 平成21年11月12日（木） 午後5時30分
- 2 場 所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階 第2会議室

伊勢市選管告示第 75 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣総合支所 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌総合支所 |

伊勢市選管告示第 76 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 21 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 77 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置します。

平成 21 年 11 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 78 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 21 年 11 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,189 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,241 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,481 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 109,441 人

伊勢市選管告示第 79 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 3 項の規定により行う伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙を行う期日を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選 挙 の 期 日

平成 21 年 11 月 15 日

伊勢市選管告示第 80 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 81 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所 二見総合支所 二見町茶屋 420 番地 1

小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 540 番地

御菌期日前投票所 御菌総合支所 御菌町長屋 1221 番地

3 増設期間

平成 21 年 11 月 9 日（月）～11 月 14 日（土）

**選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額**

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
(4) 宿 泊 料 食事料2食分 を含む。	1夜につき 12,000円
(5) 弁 当 料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
(6) 茶 菓 料	1日につき500円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基 本 日 額	10,000円
(2) 超 過 勤 務 手 当	1日につき基本日額の5割
3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃、船賃及 び 車 賃	1(1)、(2)、(3)に掲げる額
(2) 宿 泊 料 食事料を含ま ない。	1夜につき10,000円
4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基 本 日 額	10,000円
(2) 超 過 勤 務 手 当	支給できない
5 専ら法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基 本 日 額	15,000円
(2) 超 過 勤 務 手 当	支給できない

伊勢市選管告示第 83 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の開票の事務は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行います。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館
- 2 日 時 平成 21 年 11 月 15 日（日）
午後 9 時 30 分

伊勢市選管告示第 84 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館

- 2 日 時 平成 21 年 11 月 15 日（日）
午後 9 時 30 分

伊勢市選管告示第 85 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市岩渕 2 丁目 3 番 5 号	杉 木 仁	伊勢市二見町溝口 619 番地 2	森本 保治

伊勢市選管告示第 86 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例により
ます。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 87 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う
伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告
書の要旨の公表の方法は、伊勢市役所掲示場において行います。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 88 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任
します。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

1 投票管理者

別 表

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
二見町溝口619番地2	森本 保治	平成21年11月9日
小俣町元町1708番地	村田 收	平成21年11月10日
御菌町高向1014番地	伴野 加代子	平成21年11月11日
二見町溝口619番地2	森本 保治	平成21年11月12日
小俣町元町1708番地	村田 收	平成21年11月13日
御菌町高向1014番地	伴野 加代子	平成21年11月14日

(2)二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
二見町茶屋8番地3	山本 忠弘	平成21年11月9日
二見町松下1979番地	中川 三郎	平成21年11月10日
二見町茶屋8番地3	山本 忠弘	平成21年11月11日
二見町荘861番地	豊岡 一晃	平成21年11月12日
二見町今一色101番地2	松井 孝彦	平成21年11月13日
二見町茶屋370番地5	濱千代 日出雄	平成21年11月14日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
小俣町明野1055番地1	松阪 一雄	平成21年11月9日
小俣町本町1426番地	久保 徹	平成21年11月10日
小俣町本町1426番地	久保 徹	平成21年11月11日
小俣町明野1055番地1	松阪 一雄	平成21年11月12日
小俣町本町10番地	西宮 晴一	平成21年11月13日
小俣町明野1055番地1	松阪 一雄	平成21年11月14日

(4)御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
御菌町高向695番地	森田 耕司	平成21年11月9日
御菌町上條1314番地1	中谷 和生	平成21年11月10日
御菌町高向695番地	森田 耕司	平成21年11月11日
御菌町上條1314番地1	中谷 和生	平成21年11月12日
御菌町上條1314番地1	中谷 和生	平成21年11月13日
御菌町高向695番地	森田 耕司	平成21年11月14日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
小俣町元町883番地	角谷 晃	平成21年11月9日
中島1丁目11番17号	伊藤 元樹	平成21年11月10日
神社港477番地	南平 貴志	平成21年11月11日
御菌町高向2468番地	辻村 美貴	平成21年11月12日
西豊浜町1555番地	奥野 進司	平成21年11月13日
通町18番地6	中西 正治	平成21年11月14日

(2)二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月9日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月10日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月11日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月12日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月13日
二見町三津749番地2	三浦 徹	平成21年11月14日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月9日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月10日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月11日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月12日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月13日
野村町5560番地2	田端 正美	平成21年11月14日

(4)御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
御菌町上條162番地	中村 稔	平成21年11月9日
小俣町相合351番地	江崎 里美	平成21年11月10日
常磐1丁目5番16号	太田 博也	平成21年11月11日
小俣町相合351番地	江崎 里美	平成21年11月12日
常磐1丁目5番16号	太田 博也	平成21年11月13日
御菌町上條162番地	中村 稔	平成21年11月14日

伊勢市選管告示第 89 号

平成 21 年 11 月 15 日執行の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法第 194 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり定めます。

平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

1 伊勢市長選挙	<u>11,964,800 円</u>
2 伊勢市議会議員選挙	<u>4,158,300 円</u>

(算式・法第 194 条)

伊勢市長選挙

H21. 11. 7 現在

$$\begin{array}{rcccccc} \text{名簿登録者数} & \times & \text{人数割額} & + & \text{固定額} & = & \text{計} \\ (109,441 \text{ 人}) & & (81 \text{ 円}) & & (3,100,000 \text{ 円}) & & (11,964,721 \text{ 円}) \end{array}$$

支出限度額 (法定制限額)

11,964,800 円 (百円未満の端数は百円とする)

伊勢市議会議員選挙

H21. 11. 7 現在

$$\begin{array}{rcccccc} \text{名簿登録者数} & \div & \text{定数} & \times & \text{人数割額} & + & \text{固定額} & = & \text{計} \\ (109,441 \text{ 人}) & & 28 \text{ 人} & & (501 \text{ 円}) & & (2,200,000 \text{ 円}) & & (4,158,212 \text{ 円}) \end{array}$$

支出限度額 (法定制限額)

4,158,300 円 (百円未満の端数は百円とする)

伊勢市上下水道事業告示第 46 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 11 月 10 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
329	ウラノ設備	松阪市田原町 189 番地 14	平成 21 年 11 月 6 日
330	リフォーム・ プロ	度会郡玉城町蚊野 2088 番 地 1	平成 21 年 11 月 6 日

伊勢市上下水道事業告示第 47 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 21 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 11 月 13 日

伊勢市長職務代理者 伊勢市副市長 戸神 範雄

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 21 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
一之木 1 丁目、一志町、八日市場町、大世古 1 丁目、曾祢 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 97 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 11 月 2 日

伊勢市長 職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 98 号

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を施行したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この事業施行の地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は同法第 3 条の規定により、平成 21 年 11 月 16 日までに伊勢市農業委員会に申し出てください。

平成 21 年 11 月 4 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

1 公告の内容

- (1) 土地改良事業計画概要書
- (2) 議会の議決があったことを証する書面
- (3) 土地改良事業の施行に係る地域を記載した図面
- (4) 土地改良施設の管理者及び管理方法を記載した書面
- (5) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- (6) 受益者が転用された場合の補助金返還措置を記載した書面

上記の書類は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課（御

菌総合支所 1 階) に備え置いて縦覧に供します。

2 期間

平成 21 年 11 月 4 日から平成 21 年 11 月 10 日までの 5 日間

(土日祝日を除いた 5 日間)

伊勢市監査委員公表第14号

平成20年度定期監査結果（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年11月4日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	菌田	順一

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
<p>水道事業・下 水道事業</p>	<p>（１）水道料金徴収等業務委託及び水道施設運転管理業務委託に加え、今年度から下水道使用料及び農業集落排水事業使用料の徴収・収納管理についても民間業務委託を行い、事務の効率化と経費の削減を図り、職員数の削減など費用対効果も顕著であり評価をすところである。今後とも委託効果については適切な検証を行うとともに、民間委託の拡大に向け更なる取り組みを願うものである。</p> <p>なお、設計業務の民間委託にあたっては、職員の技術力の維持、向上を図りつつ推進されたい。</p>	<p>「実施中」（料金課） 「上下水道料金等の窓口・徴収等業務委託」においては、契約に目標収納率を設定しその報告を求めるなど委託効果の検証を行うとともに、平成 21 年度からは、職員が時間外で対応していた業務を委託するなど委託範囲の拡大と経費の削減に努めているところである。</p> <p>「検討中」（上水道課） 水道事業の維持管理体制は、現在 10 名の技能労務職員が主になって、休日等も出勤しているが、「民間委託の拡大に向け更なる取り組み」について、その受け皿となる民間技術者の育成のため、市の技能労務職員が講師となって、訓練を行っているものの、多数の民間業者の従業員が、技術取得するのに時間がかかり又水道事業者の理解も得なければならず、長いスパンがかかる。</p> <p>「実施中」（上水道課・下水道建設課） 設計の大半は民間委託となっていますが、早急な工事については、職員が設計しているので、引き続き職員の技術力向上を図っている。</p>
<p>水道事業</p>	<p>（１）主要な水源施設の耐震化及び更新が遅れている老朽水道管の耐震性铸铁管への敷設替については、災害時のライフライン及び有収率</p>	<p>「実施中」（上水道課） 平成 20 年度策定の「伊勢市上水道事業基本計画」において、事業実施しているが、今後見直しも含め実施していく。</p>

<p>下水道事業</p>	<p>向上の観点からも計画的な整備を行い、市民生活に不可欠な安全で安定した水道水の供給を図られるよう望むものである。</p> <p>(2) 水道料金については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p> <p>(1) 下水道接続率の向上を図るため、供用開始済地区の未接続家庭に個別訪問やイベント、広報等による啓発活動に鋭意取組まれているが、公共下水道の目的である衛生環境の向上と下水道事業会計の健全経営のため、なお一層の加入促進に努められたい。</p> <p>(2) 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び農業集落排水事業使用料については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>只、完全実施には、周辺事業（特に下水道事業等）との関係、及びマンパワー不足が懸念される。</p> <p>「実施中」(料金課) 長期滞納者に対する戸別訪問、給水停止を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう未納者に対する早期の催告を行うことにより、未収金の早期回収を図っている。</p> <p>「実施中」(下水道施設管理課) 下水道の普及のため、広報いせやケーブルテレビを利用した啓発活動のほか、多くの市民の方が集まる催し物への参加、浄化センター見学会、市内小学校への出前授業を実施し、児童に対する啓発も行っています。さらに、供用開始済地区の未接続家庭には個別訪問等を行い、下水道への接続をお願いしている。 また、流域関連公共下水道の第2期事業認可区域の整備に伴い、工事説明会・供用開始説明会等の地元説明会を行い、下水道への理解を求めている。</p> <p>「実施中」(料金課) 下水道事業受益者負担金については、滞納者への訪問交渉、電話催促を積極的に行うとともに、現年度の収入未済対象者についても、一括納付報奨金案内などの納付促進を行い収入未済額の解消に努めている。 下水道使用料及び農業集落排水事業使用料については、長期滞納者に対する戸別訪問等を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう未納者に対する早期の</p>
--------------	--	---

		催告や水道料金との同時収納を行うことにより、未収金の早期回収を図っている。
--	--	---------------------------------------

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
生涯学習・スポーツ課	(1) 学校体育施設開放事業に関する使用料の収納金については、利用者の使用料納付から市が収納するまで日数を要している。公金であることに鑑み、より速やかな納付方法等を検討されたい。	「検討中」 使用料については、財務会計システムを利用した納入方法を検討している。 納付書を発行することで、納付の迅速化と納付事務の効率化を図るよう、現在調整を行っている。 平成 21 年度は事務手続きの整備と学校への周知を行い、平成 22 年度から施行する予定である。
各小中学校・幼稚園	(1) 学校備品については、現有備品と確認の上、台帳の整理をされているところである。寄贈備品についても台帳登録し、適正に管理をされるよう望むものである。 (2) 学校施設については、教育に支障のない範囲で住民の利用に供しているが、競技種目によってはワックスのはがれ等が発生するなど、学校ではその対応に苦慮されているところである。教育委員会においては、常に使用状況を把握されるとともに、学校と連携し、必要に応じ利用団体に適切な指導をされるよう望むものである。 (3) 学校配当予算については、適性かつ計画的な執行をされているところであるが、図書備品の予算	「措置済み」 各学校に対し、寄贈備品についても台帳登録をし、適正に管理するよう指導した。 「実施中」 施設の利用後は原状回復が原則であることから、破損・汚損等については学校・利用団体・教育委員会間で連携しながら適切に対処する。 「実施中」 各小中学校に対して、計画的な予算執行を行うよう指導した。

	<p>執行率が低率なものが見受けられたので、教育活動の初期の目的を達成するためにも、早期購入に努められたい。</p>	
--	--	--

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
<p>消 防 本 部 （署・分署・出張所）</p>	<p>(1) 住宅用防災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられ、自治会や消防団共同購入への働きかけや広報による周知など積極的に啓発活動を展開されているところである。火災件数の低減を図るためには、設置状況の確認も重要であることから、独居の高齢者に対しては、民生委員が行う訪問との連携について検討を願うものである。</p> <p>(2) 救命率を上げるため、各種救命講習会を積極的に実施されているところである。</p> <p>今後も年々増加する開催要望に応えるため、新たな指導者の育成を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け取り組まれるよう期待するものである。</p>	<p>「実施中」 民生委員の協力を得て、訪問時におけるパンフレット配布と共に設置啓発を行っている。</p> <p>「実施中」 今年度において新たな指導者の育成を行うとともに、随時養成していくものである。</p>

随時監査（工事監査）

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
下水道事業	<p>（１）現場事務所については、打合せ等労働安全管理上重要であり、現場事務所の設置・撤去・維持・修繕に要する費用は、共通仮設費の営繕費として積算基準の率に含まれているところである。今後は、工事規模、工事内容に応じた現場事務所の設置について、基準の作成と特記仕様書への明記について検討されたい。</p> <p>（２）工事請負契約約款第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の監督職員についての「職務権限」「職務内容」をよく理解、把握されたい。</p>	<p>「検討中」（上水道課・下水道建設課） 営繕費として率に含まれているとの指摘があったが、積算基準はあくまで、標準であり、共通仮設費は、指定仮設以外は全て率での計算であるため、請負金額の少ない工事では、現場事務所を設置し維持していくのは、困難だと考えるので、今後工事規模において検討していく。</p> <p>「実施中」（上水道課・下水道建設課） 検査室作成の「伊勢市監督要領」に基づき、監督職員に指導している。</p>

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
消防本部総務課	<p>（１）現場事務所については、打合せ等労働安全管理上重要であり、現場事務所の設置・撤去・維持・修繕に要する費用は、共通仮設費の営繕費として積算基準の率に含まれているところである。</p> <p>今後は、工事規模、工事内容に応じた現場事務所の設置について、基準の作成と特記仕様書への明記について検討されたい。</p> <p>（２）工事請負契約約款第 9 条、第</p>	<p>「検討中」 現場事務所は指定仮設ではないため、規模等について指定することは困難であるが、今後は工事規模に応じ、特記仕様書へ、設置規模の目安または最低規模等を明記することを検討していく。</p> <p>「実施中」</p>

	12条、第13条、第14条及び第15条の監督職員についての「職務権限」「職務内容」をよく理解、把握されたい。	検査室作成の「伊勢市監督要領」に基づき、監督職員に指導している。
--	--	----------------------------------

財政援助団体等監査

【伊勢市民生委員児童委員協議会連合会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
<p>（所管課） 生活支援課</p>	<p>（ア）補助金の経理事務について、事務補助を担当することは理解するところであるが、民生委員協議会の自主性及び育成の面からも会に委ねられないか、十分な協議を重ね、検討を願うものである。</p>	<p>「未措置」</p> <p>現在、市内には12地区の単位民生委員児童委員協議会があり、民生委員法で定められたこの協議会の運営は各地区の民生委員・児童委員自身で行っています。</p> <p>伊勢市民生委員児童委員協議会連合会は、この12単位民児協が相互間の連携、情報収集や共有、委員の資質向上などを目的に、任意に設立された団体です。</p> <p>本来なら、連合会の運営も委員自身で行うところではありますが、近年民生委員・児童委員の業務量は増大し、負担が大きくなっている状況の中で、行政と市民をつなぐパイプ役として欠かせない存在である民生委員・児童委員の負担を少しでも軽減するためにも、生活支援課にて連合会の事務局を持ち、運営事務の補助をしているのが現状です。</p> <p>その中に経理事務もあるわけですが、経理事務を遂行する上で、補助金の経理だけを切り離すことは不可能であり、現段階では運営も含め連合会に委ねることは、考えていません。</p> <p>ただ、今後は全庁的な業務削減の中で、連合会の事務全体のアウトソーシングも視野に入れて検討をする予定です。</p>

【伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	<p>(1)営業収益については、平成3年以降単年度黒字を計上しているものの、総売上高は近年下がり続けており、平成22年度から開始する貸付金の償還については懸念するところである。取締役会において喫緊に資金計画を協議され、少しでも早い償還が可能となるよう具体的な返済方法を検討されるよう望むものである。</p> <p>(2)公共性のある特殊な会社にあつて、堅実な経営に向けて努力をされているところであるが、さらに経費の削減をできるものがないか、固定費を根本から見直し、将来、売上高が減少しても安定した利益が計上できるよう、経営努力していただきたい。</p>	<p>「検討中」 平成21年5月19日に開催した取締役会で、返済計画を示し経営改善策について協議を行なった。 平成20年度末現在の借入金残高は8億7千万円で、借入金の早期返済に向けた方策について引き続き取締役会で協議を行なう。</p> <p>「検討中」 これまでも市場警備の廃止等一般管理費の削減を行なってきた。現在、取締役会で人件費等の削減について検討を行なっている。</p> <p>「一部措置済み」 人件費の削減について、平成21年4月1日から早朝勤務手当を廃止した。 このことにより、年間約100万円の人件費を削減できる見込みである。</p>

【特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
(所管課) 地域振興課	<p>(ア)施設及び備品等の修繕については、市と指定管理者との間の経費の負担区分について、より明確となるよう基本協定書、年度協定書及び仕様書の内容整理を行い、適正な公費負担に努められるよう望むものである。</p> <p>また、契約更新にあたっては、3年間の実績を十分に分析・検討し、指定管理者の主体性やノウハウを活かした新たな指定管理契約へと繋</p>	<p>「措置済み」 年度協定書第4条修繕等で、内容の整理を行いました。</p> <p>また契約更新については、地域振興を主たる目的で組織され、地域に根ざした運営がなされ、団体会員は、周辺地域住民で構成されており、地域の振興を図るため尽力されているため、今後も団体の主体性を尊重しつつ、指導していきたい。</p>

<p>賓日館</p>	<p>げられたい。</p> <p>(ア)入館者数については魅力ある事業を展開され、基本協定書の実現に向けて鋭意努力されているところであるが、前年比マイナスとなり、成果目標である有料入館者の前年度2%増には残念ながら達していない状況である。</p> <p>今後もまちづくりの拠点施設として創意工夫をこらした新たな事業を企画され、利用者及び貸室の利用拡大に向けた運営を期待するものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>8月には新たな取り組みとして、答礼人形「ミス三重」お帰りのさい展を実施し、2,531人の参加があり、有料入館者は昨年度対比で16%の増、また貸室料についても約6倍の伸びがみられ、まちづくりの拠点施設として創意工夫されている。</p>
------------	--	---

【伊勢市矢持町平家の里振興会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
<p>(所管課) 観光企画課</p>	<p>(1)指定期間満了に伴う事務引継及び帳簿等の保存については、特に意をもちいて事務処理を願うものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘のあった会計処理の指示事項に基づき、前指定管理者から決算書等の書類が期限内（指定管理終了後60日以内）に提出され、帳簿等の保存については、5年保存することを指導した。</p>

伊勢市監査委員公表第14号

平成20年度定期監査結果(後期)(意見)に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年11月4日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	園田	順一

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
水道事業・下水道事業	<p>（１）水道料金徴収等業務委託及び水道施設運転管理業務委託に加え、今年度から下水道使用料及び農業集落排水事業使用料の徴収・収納管理についても民間業務委託を行い、事務の効率化と経費の削減を図り、職員数の削減など費用対効果も顕著であり評価をするところである。今後とも委託効果については適切な検証を行うとともに、民間委託の拡大に向け更なる取り組みを願うものである。</p> <p>なお、設計業務の民間委託にあたっては、職員の技術力の維持、向上を図りつつ推進されたい。</p>	<p>「実施中」（料金課）</p> <p>「上下水道料金等の窓口・徴収等業務委託」においては、契約に目標収納率を設定しその報告を求めるなど委託効果の検証を行うとともに、平成 21 年度からは、職員が時間外で対応していた業務を委託するなど委託範囲の拡大と経費の削減に努めているところである。</p> <p>「検討中」（上水道課）</p> <p>水道事業の維持管理体制は、現在 10 名の技能労務職員が主になって、休日等も出勤しているが、「民間委託の拡大に向け更なる取り組み」について、その受け皿となる民間技術者の育成のため、市の技能労務職員が講師となって、訓練を行っているものの、多数の民間業者の従業員が、技術取得するのに時間がかかり又水道事業者の理解も得なければならず、長いスパンがかかる。</p> <p>「実施中」（上水道課・下水道建設課）</p> <p>設計の大半は民間委託となっていますが、早急な工事については、職員が設計しているので、引き続き職員の技術力向上を図っている。</p>
水道事業	<p>（１）主要な水源施設の耐震化及び更新が遅れている老朽水道管の耐震性鑄鉄管への敷設替については、災害時のライフライン及び有収率</p>	<p>「実施中」（上水道課）</p> <p>平成 20 年度策定の「伊勢市上水道事業基本計画」において、事業実施しているが、今後見直しも含め実施していく。</p>

<p>下水道事業</p>	<p>向上の観点からも計画的な整備を行い、市民生活に不可欠な安全で安定した水道水の供給を図られるよう望むものである。</p> <p>(2) 水道料金については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p> <p>(1) 下水道接続率の向上を図るため、供用開始済地区の未接続家庭に個別訪問やイベント、広報等による啓発活動に鋭意取組まれているが、公共下水道の目的である衛生環境の向上と下水道事業会計の健全経営のため、なお一層の加入促進に努められたい。</p> <p>(2) 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び農業集落排水事業使用料については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性の維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>只、完全実施には、周辺事業（特に下水道事業等）との関係、及びマンパワー不足が懸念される。</p> <p>「実施中」(料金課) 長期滞納者に対する戸別訪問、給水停止を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう未納者に対する早期の催告を行うことにより、未収金の早期回収を図っている。</p> <p>「実施中」(下水道施設管理課) 下水道の普及のため、広報いせやケーブルテレビを利用した啓発活動のほか、多くの市民の方が集まる催し物への参加、浄化センター見学会、市内小学校への出前授業を実施し、児童に対する啓発も行っています。さらに、供用開始済地区の未接続家庭には個別訪問等を行い、下水道への接続をお願いしている。 また、流域関連公共下水道の第2期事業認可区域の整備に伴い、工事説明会・供用開始説明会等の地元説明会を行い、下水道への理解を求めている。</p> <p>「実施中」(料金課) 下水道事業受益者負担金については、滞納者への訪問交渉、電話催促を積極的に行うとともに、現年度の収入未済対象者についても、一括納付報奨金案内などの納付促進を行い収入未済額の解消に努めている。 下水道使用料及び農業集落排水事業使用料については、長期滞納者に対する戸別訪問等を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう未納者に対する早期の</p>
--------------	--	---

		催告や水道料金との同時収納を行うことにより、未収金の早期回収を図っている。
--	--	---------------------------------------

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
生涯学習・スポーツ課	(1)学校体育施設開放事業に関する使用料の収納金については、利用者の使用料納付から市が収納するまで日数を要している。公金であることに鑑み、より速やかな納付方法等を検討されたい。	「検討中」 使用料については、財務会計システムを利用した納入方法を検討している。 納付書を発行することで、納付の迅速化と納付事務の効率化を図るよう、現在調整を行っている。 平成 21 年度は事務手続きの整備と学校への周知を行い、平成 22 年度から施行する予定である。
各小中学校・幼稚園	(1)学校備品については、現有備品と確認の上、台帳の整理をされているところである。寄贈備品についても台帳登録し、適正に管理をされるよう望むものである。 (2)学校施設については、教育に支障のない範囲で住民の利用に供しているが、競技種目によってはワックスのはがれ等が発生するなど、学校ではその対応に苦慮されているところである。教育委員会においては、常に使用状況を把握されるとともに、学校と連携し、必要に応じ利用団体に適切な指導をされるよう望むものである。 (3)学校配当予算については、適性かつ計画的な執行をされているところであるが、図書備品の予算	「措置済み」 各学校に対し、寄贈備品についても台帳登録をし、適正に管理するよう指導した。 「実施中」 施設の利用後は原状回復が原則であることから、破損・汚損等については学校・利用団体・教育委員会間で連携しながら適切に対処する。 「実施中」 各小中学校に対して、計画的な予算執行を行うよう指導した。

	<p>執行率が低率なものが見受けられたので、教育活動の初期の目的を達成するためにも、早期購入に努められたい。</p>	
--	--	--

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
<p>消 防 本 部 （ 署 ・ 分 署 ・ 出 張 所 ）</p>	<p>(1) 住宅用防災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられ、自治会や消防団共同購入への働きかけや広報による周知など積極的に啓発活動を展開されているところである。火災件数の低減を図るためには、設置状況の確認も重要であることから、独居の高齢者に対しては、民生委員が行う訪問との連携について検討を願うものである。</p> <p>(2) 救命率を上げるため、各種救命講習会を積極的に実施されているところである。 今後も年々増加する開催要望に応えるため、新たな指導者の育成を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け取り組まれるよう期待するものである。</p>	<p>「実施中」 民生委員の協力を得て、訪問時におけるパンフレット配布と共に設置啓発を行っている。</p> <p>「実施中」 今年度において新たな指導者の育成を行うとともに、随時養成していくものである。</p>

随時監査（工事監査）

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
下水道事業	<p>（１）現場事務所については、打合せ等労働安全管理上重要であり、現場事務所の設置・撤去・維持・修繕に要する費用は、共通仮設費の営繕費として積算基準の率に含まれているところである。今後は、工事規模、工事内容に応じた現場事務所の設置について、基準の作成と特記仕様書への明記について検討されたい。</p> <p>（２）工事請負契約約款第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の監督職員についての「職務権限」「職務内容」をよく理解、把握されたい。</p>	<p>「検討中」（上水道課・下水道建設課） 営繕費として率に含まれているとの指摘があったが、積算基準はあくまで、標準であり、共通仮設費は、指定仮設以外は全て率での計算であるため、請負金額の少ない工事では、現場事務所を設置し維持していくのは、困難だと考えるので、今後工事規模において検討していく。</p> <p>「実施中」（上水道課・下水道建設課） 検査室作成の「伊勢市監督要領」に基づき、監督職員に指導している。</p>

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
消防本部総務課	<p>（１）現場事務所については、打合せ等労働安全管理上重要であり、現場事務所の設置・撤去・維持・修繕に要する費用は、共通仮設費の営繕費として積算基準の率に含まれているところである。</p> <p>今後は、工事規模、工事内容に応じた現場事務所の設置について、基準の作成と特記仕様書への明記について検討されたい。</p> <p>（２）工事請負契約約款第 9 条、第</p>	<p>「検討中」 現場事務所は指定仮設ではないため、規模等について指定することは困難であるが、今後は工事規模に応じ、特記仕様書へ、設置規模の目安または最低規模等を明記することを検討していく。</p> <p>「実施中」</p>

	12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の監督職員についての「職務権限」「職務内容」をよく理解、把握されたい。	検査室作成の「伊勢市監督要領」に基づき、監督職員に指導している。
--	---	----------------------------------

財政援助団体等監査

【伊勢市民生委員児童委員協議会連合会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
<p>（所管課） 生活支援課</p>	<p>（ア）補助金の経理事務について、事務補助を担当することは理解するところであるが、民生委員協議会の自主性及び育成の面からも会に委ねられないか、十分な協議を重ね、検討を願うものである。</p>	<p>「未措置」</p> <p>現在、市内には12地区の単位民生委員児童委員協議会があり、民生委員法で定められたこの協議会の運営は各地区の民生委員・児童委員自身で行っています。</p> <p>伊勢市民生委員児童委員協議会連合会は、この12単位民児協が相互間の連携、情報収集や共有、委員の資質向上などを目的に、任意に設立された団体です。</p> <p>本来なら、連合会の運営も委員自身で行うところではありますが、近年民生委員・児童委員の業務量は増大し、負担が大きくなっている状況の中で、行政と市民をつなぐパイプ役として欠かせない存在である民生委員・児童委員の負担を少しでも軽減するためにも、生活支援課にて連合会の事務局を持ち、運営事務の補助をしているのが現状です。</p> <p>その中に経理事務もあるわけですが、経理事務を遂行する上で、補助金の経理だけを切り離すことは不可能であり、現段階では運営も含め連合会に委ねることは、考えていません。</p> <p>ただ、今後は全庁的な業務削減の中で、連合会の事務全体のアウトソーシングも視野に入れて検討をする予定です。</p>

【伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	<p>(1)営業収益については、平成3年以降単年度黒字を計上しているものの、総売上高は近年下がり続けており、平成22年度から開始する貸付金の償還については懸念するところである。取締役会において喫緊に資金計画を協議され、少しでも早い償還が可能となるよう具体的な返済方法を検討されるよう望むものである。</p> <p>(2)公共性のある特殊な会社にあつて、堅実な経営に向けて努力をされているところであるが、さらに経費の削減をできるものがないか、固定費を根本から見直し、将来、売上高が減少しても安定した利益が計上できるよう、経営努力していただきたい。</p>	<p>「検討中」 平成21年5月19日に開催した取締役会で、返済計画を示し経営改善策について協議を行なった。 平成20年度末現在の借入金残高は8億7千万円で、借入金の早期返済に向けた方策について引き続き取締役会で協議を行なう。</p> <p>「検討中」 これまでも市場警備の廃止等一般管理費の削減を行なってきた。現在、取締役会で人件費等の削減について検討を行なっている。</p> <p>「一部措置済み」 人件費の削減について、平成21年4月1日から早朝勤務手当を廃止した。 このことにより、年間約100万円の人件費を削減できる見込みである。</p>

【特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
（所管課） 地域振興課	<p>（ア）施設及び備品等の修繕については、市と指定管理者との間の経費の負担区分について、より明確となるよう基本協定書、年度協定書及び仕様書の内容整理を行い、適正な公費負担に努められるよう望むものである。</p> <p>また、契約更新にあたっては、3年間の実績を十分に分析・検討し、指定管理者の主体性やノウハウを活かした新たな指定管理契約へと繋</p>	<p>「措置済み」 年度協定書第4条修繕等で、内容の整理を行いました。</p> <p>また契約更新については、地域振興を主たる目的で組織され、地域に根ざした運営がなされ、団体会員は、周辺地域住民で構成されており、地域の振興を図るため尽力されているため、今後も団体の主体性を尊重しつつ、指導していきたい。</p>

<p>賓日館</p>	<p>げられたい。</p> <p>(ア)入館者数については魅力ある事業を展開され、基本協定書の実現に向けて鋭意努力されているところであるが、前年比マイナスとなり、成果目標である有料入館者の前年度2%増には残念ながら達していない状況である。</p> <p>今後もまちづくりの拠点施設として創意工夫をこらした新たな事業を企画され、利用者及び貸室の利用拡大に向けた運営を期待するものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>8月には新たな取り組みとして、答礼人形「ミス三重」お帰りなさい展を実施し、2,531人の参加があり、有料入館者は昨年度対比で16%の増、また貸室料についても約6倍の伸びがみられ、まちづくりの拠点施設として創意工夫されている。</p>
------------	--	---

【伊勢市矢持町平家の里振興会】

所管課等	監査結果(後期)(意見)	措置状況
<p>(所管課) 観光企画課</p>	<p>(1)指定期間満了に伴う事務引継及び帳簿等の保存については、特に意をもちいて事務処理を願うものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘のあった会計処理の指示事項に基づき、前指定管理者から決算書等の書類が期限内(指定管理終了後60日以内)に提出され、帳簿等の保存については、5年保存することを指導した。</p>